

所得段階別介護保険料（令和6年度～令和8年度）

所得段階	基準額に 対する割合	年 額	対象者
第1段階 ★	0.285 (0.455)	17,230円 (27,510円)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の人 世帯全員が町民税非課税で、前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第2段階 ★	0.485 (0.685)	29,330円 (41,420円)	世帯全員が町民税非課税で、前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人
第3段階 ★	0.685 (0.69)	41,420円 (41,730円)	世帯全員が町民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない人
第4段階	0.90	54,430円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第5段階 (基準額)	1.00	60,480円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、第4段階に該当しない人
第6段階	1.20	72,570円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	1.30	78,620円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階	1.50	90,720円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階	1.70	102,810円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人
第10段階	1.90	114,910円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人
第11段階	2.10	127,000円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人
第12段階	2.30	139,100円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人
第13段階	2.40	145,150円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人
第14段階	2.50	151,200円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の人
第15段階	2.60	157,240円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上1,000万円未満の人
第16段階	2.70	163,290円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人

注：基準額に対する割合で年間保険料額を算出する際に、10円未満の端数は切り捨てます。

「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額です。

「合計所得金額」は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額です。

★は低所得者に対する「公費による保険料軽減強化」の対象で、（）内は軽減前の数値です。